

貿易関係貿易外取引等に関する省令等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)	1
輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成十三年経済産業省令第二百四十九号)	12
外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成十八年経済産業省令第一号)	14
仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成十八年経済産業省令第二百一十号)	16
経済産業省組織規則(平成十三年経済産業省令第一号)	17

改 正 案	現 行
<p>（許可の手續等）</p> <p>第一条 経済産業大臣の許可を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者 別紙様式第三による役務取引許可申請書</p> <p>イ 法第二十五条第一項若しくは第五項又は令第十八条第四項（役務取引に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする者</p> <p>ロ （略）</p> <p>三の二 <u>令第十七条第二項の規定により法第二十五条第三項第一号に定める行為をすることについて許可の申請をする者</u></p> <p>別紙様式第三の二による特定記録媒体等輸出等許可申請書</p> <p>四 次のイ及びロに掲げる外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（この号において「仲介貿易取引」という。）を行うことについて許可の申請をする者 別紙様式第四による仲介貿易取引許可申請書</p> <p>イ <u>法第二十五条第四項又は令第十八条第四項（仲介貿易取引に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者</u></p> <p>ロ （略）</p>	<p>（許可の手續等）</p> <p>第一条 経済産業大臣の許可を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者 別紙様式第三による役務取引許可申請書</p> <p>イ 法第二十五条第一項第一号若しくは第三項又は令第十八条第四項（役務取引に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者</p> <p>ロ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 次のイ及びロに掲げる外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引（この号において「仲介貿易取引」という。）を行うことについて許可の申請をする者 別紙様式第四による仲介貿易取引許可申請書</p> <p>イ 法第二十五条第一項第二号又は令第十八条第四項（仲介貿易取引に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者</p> <p>ロ （略）</p>

2 } 4 (略)

(電子情報処理組織を使用した許可の手続等)

第一条の二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織を含む。以下同じ。)を使用して法第二十五条第一項の規定により経済産業大臣の許可を申請しようとする者は、前条第一項の規定にかかわらず、経済産業省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な業務取引許可申請様式に記載すべき事項を当該申請をする者の使用に係る入出力装置(経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。以下「特定入出力装置」という。)から入力しなければならない。

2 } 5 (略)

第一条の三 (略)

(有効期間の延長の手続等)

第二条 法第二十五条第一項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可の有効期間は、その許可をした日

2 } 4 (略)

(電子情報処理組織を使用した許可の手続等)

第一条の二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織を含む。以下同じ。)を使用して法第二十五条第一項第一号の規定により経済産業大臣の許可を申請しようとする者は、前条第一項の規定にかかわらず、経済産業省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な業務取引許可申請様式に記載すべき事項を当該申請をする者の使用に係る入出力装置(経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。以下「特定入出力装置」という。)から入力しなければならない。

2 } 5 (略)

第一条の三 (略)

(有効期間の延長の手続等)

第二条 法第二十五条第一項若しくは第三項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可の有効期間は、その許可をした日から六月とする。

から六月とする。

2・3 (略)

4 前項の申請書には、第一条第三項若しくは第四項、第一条の二第五項又は次条第四項の規定により交付された許可証一通、申請の理由を記載した書類一通及び事実を証する書類一通を添付しなければならない。

5・6 (略)

第二条の二 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第三条 次の表の上欄に掲げる書類の提出(法第二十五条第一項若しくは第四項又は令第十七条第二項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする場合を除く。)については、当該書類に記載すべきこととされている事項を当該書類の同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び別紙様式第七により作成したフレキシブルディスク提出票を提出することができる。

(略)

第四条～第六条 (略)

(特別の許可の申請手続)

第七条 経済産業大臣は、必要があるときは、居住者又は非居住者が法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項

2・3 (略)

4 前項の申請書には、第一条第三項、第四項、第一条の二第五項又は次条第四項の規定により交付された許可証一通、申請の理由を記載した書類一通並びに事実を証する書類一通を添付しなければならない。

5・6 (略)

第二条の二 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第三条 次の表の上欄に掲げる書類の提出(法第二十五条第一項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする場合を除く。)については、当該書類に記載すべきこととされている事項を当該書類の同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び別紙様式第七により作成したフレキシブルディスク提出票を提出することができる。

(略)

第四条～第六条 (略)

(特別の許可の申請手続)

第七条 経済産業大臣は、必要があるときは、居住者が法第二十五条第一項若しくは第三項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十八条第四項若し

、第十七条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を受ける手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

第八条 (略)

(許可を要しない役務取引等)

第九条 令第十七条第二項に規定する経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

一 次項各号に掲げる取引に関する行為

二 法第二十五条第一項の許可を受けた居住者からその許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該許可に係る取引に関する行為

2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 (略)

二 令別表中欄に掲げる技術(宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を除く。)を本邦又は外国(輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。)(別表第三に掲げる地域に該当する外国をいう。以下この号において同じ。))において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引であつて、防衛大臣が行うもの

三 日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協

くは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を受ける手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

第八条 (略)

(許可を要しない役務取引等)

第九条 (新設)

1 令第十七条第四項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号の一に該当する取引とする。

一 (略)

二 令別表中欄に掲げる技術(宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を除く。)を輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。)(別表第三に掲げる地域において提供する取引であつて、防衛大臣が行うもの

三 日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協

力若しくは技術協力に関する協定に基づいて居住者又は非居住者が行う役務取引

四 法第二十五条第一項に規定する取引を行おうとする者が当該取引に係る申請の際にあらかじめ当該申請に係る取引により技術の提供を受けた者が当該技術を利用する者に当該技術を提供することを目的とする取引を行うことを明らかにして許可を受けた場合における、当該許可された取引により技術の提供を受けた者が行う当該利用する者に当該技術を提供することを目的とする取引

五 外国において提供を受けた令別表の一の項の中欄に掲げる技術（当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る取引であつて、当該取引に際して、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の当該取引のための出国を伴わないもの（以下「外国間等技術取引」という。）ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であつて、居住者が行うものを除く。

力若しくは技術協力に関する協定に基づいて居住者が行う役務取引

（新設）

（新設）

六 外国において提供を受けた令別表の二から一六までの項の

中欄に掲げる技術（当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術の内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る外国間等技術取引。ただし、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術の内容とする情報の送信を伴う取引であつて居住者が行うものうち、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができると認められるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（以下「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき

ロ 当該技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項（一）に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図

（新設）

三の二 令別表の一六の項（一）に掲げる技術を同項の下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引であつて、当該技術に係る情報を記録したものの提供を伴わないもの

画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術
を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるい
れの場合にも（本邦又は外国（輸出令別表第三の二に掲げる
地域以外の外国をいう。以下この号及び次号において同じ。
）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的
とする取引にあっては、イ、ロ及び二のいずれの場合にも）
該当しないもの

イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ
がある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき

ロ二（略）

八 第六号に掲げるもののほか、令別表の一六の項（二）に掲
げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技
術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、
図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技
術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるい
ずれの場合にも（本邦又は外国において居住者又は外国の非
居住者に提供することを目的とする取引にあっては、イ及び
ロのいずれの場合にも）該当しないもの

イ二（略）

九（略）

十（略）

十一（略）

十二（略）

又は次に掲げるいずれの場合にも（輸出令別表第三の二に掲
げる地域以外の地域において提供することを目的とする取引
にあっては、イ、ロ及び二のいずれの場合にも）該当しない
もの

イ その技術が輸出令第四条第一項第一号イに規定する核兵
器等（ロ、ハ及び次号において単に「核兵器等」という。
）の同号イに規定する開発等（ロ及び次号において単に「
開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合
として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ二（略）

四 令別表の一六の項（二）に掲げる技術を同項の下欄に掲げ
る地域において提供することを目的とする取引であつて、当
該技術に係る情報を記録したものの提供を伴わないもの又は
次に掲げるいずれの場合にも（輸出令別表第三の二に掲げる
地域以外の地域において提供することを目的とする取引にあ
つては、イ及びロのいずれの場合にも）該当しないもの

イ二（略）

五（略）

六（略）

七（略）

八（略）

十三 プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、当該プログラムのインストール、操作、保守、又は修理のための必要最小限のものを当該プログラムの取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又はプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。）ただし、当該技術のうち、保守又は修理にかかる技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

イ プログラムの機能、特性が当初提供したものよりも向上するもの

ロ 修理技術であつて、その内容がプログラムの設計、製造技術と同等のもの

ハ 令別表中欄に掲げる技術であつて、プログラムの設計、製造に必要な技術が含まれるもの

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引。ただし、外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供する取引（販売されるものに限る。）

（又は外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イ、ロ及び二のいずれかに（輸出令別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提

九 プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、当該プログラムのインストール、操作、保守、又は修理のための必要最小限のものを当該プログラムの取引の相手方又は需要者に対して提供する取引（役務取引の許可を受けた日又はプログラムの提供契約の発効した日のいずれか遅い日以降に提供されるものに限る。）ただし、当該技術のうち、保守又は修理にかかる技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

イ プログラムの機能、特性が当初提供したものよりも向上するもの

ロ 修理技術であつて、その内容がプログラムの設計、製造技術と同等のもの

ハ 令別表中欄に掲げる技術であつて、プログラムの設計、製造に必要な技術が含まれるもの

十 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引。ただし、輸出令別表第三に掲げる地域以外の地域において提供する取引（販売されるものに限る。）（にあつては、第三号の二のイ、ロ及び二の

いずれかに（輸出令別表第三の二に掲げる地域において提供する取引（販売されるものに限る。））にあつては、第三号の二のイから二までのいずれかに（該当するものを除く。）

供する取引にあつては、第七号イからニまでのいずれかに
（該当するものを除く。）

(一) 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において
又は郵便、信書便事業者（民間事業者による信書の送
達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下
「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一
般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書
便事業者をいう。以下同じ。）による同条第二項に
規定する信書便（以下「信書便」という。）若しくは
電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から
販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償
で提供されるもの

(二) 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要
であるように設計されているもの

ロ 令別表の八の項及び九の項の中欄に掲げるプログラムで
あつて、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の（
一）から（三）までのすべてに該当するものを提供する取
引。ただし、外国において提供する取引（販売されるもの
に限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあつては
、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令別表第三の二
に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売
されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居
住者に提供する取引にあつては、第七号イからニまでのい
ずれかに）該当するものを除く。

(一) 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において

(一) 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において
又は郵便、信書便事業者（民間事業者による信書の送
達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下
「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一
般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書
便事業者をいう。以下同じ。）による同条第二項に
規定する信書便（以下「信書便」という。）若しくは
公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む
。）による注文により、販売店の在庫から販売される
もの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供され
るもの

(二) 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要
であるように設計されているもの

ロ 令別表の八の項及び九の項の中欄に掲げるプログラムで
あつて、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の（
一）から（三）までのすべてに該当するものを提供する取
引。ただし、輸出令別表第三に掲げる地域以外の地域にお
いて提供する取引（販売されるものに限る。）にあつては
、第三号の二のイ、ロ及びニのいずれかに（輸出令別表第
三の二に掲げる地域において提供する取引（販売されるも
のに限る。）にあつては、第三号の二のイからニまでのい
ずれかに）該当するものを除く。

(一) 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において

又は郵便、信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの（外国でのみ販売又は無償で提供されるものについては、当該販売の態様若しくは無償で提供されることを書面により確認できるものに限る。）

(二)・(三) (略)

八 (略)

二 役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の(一)又は(二)に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引

(一) 許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの

(二) 本邦から輸出された貨物を本邦において修理した後再輸出される貨物と同時に提供されるプログラムであつて、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの

3| 令第十八条第一項に規定する経済産業省令で定める役務取引は、外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号。次条第一項において「主務大臣政令」という。）第一条第一号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引に該当する役務取引で次の各号の一に該当する取引とする。

又は郵便、信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの（外国でのみ販売又は無償で提供されるものについては、当該販売の態様若しくは無償で提供されることを書面により確認できるものに限る。）

(二)・(三) (略)

八 (略)

二 役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の(一)又は(二)に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は需要者に対して提供する取引

(一) 許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの

(二) 本邦から輸出された貨物を本邦において修理した後再輸出される貨物と同時に提供されるプログラムであつて、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの

2| 令第十八条第一項に規定する経済産業省令で定める役務取引は、外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号。次条第一項において「主務大臣政令」という。）第一条第一号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引に該当する役務取引で次の各号の一に該当する取引とする。

第十条・第十一条（略）

（経済産業大臣に対する税関長の通知）

第十二条 税関長は、令第十八条の第二項の規定により、速やかに、令第十七条第二項の規定により経済産業大臣の許可を要する貨物について、次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

- 一 特定記録媒体等の輸出者の氏名又は名称及び住所
- 二 特定記録媒体等の仕向地
- 三 特定記録媒体等を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録番号
- 四 前各号に掲げる事項のほか、税関申告番号、令第十七条第二項の規定による許可に係る許可番号及びその他税関長への輸出の申告に係る事項

第十条・第十一条（略）

（新設）

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下本則において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるもの（以下本則において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき。</p> <p>二・三（略）</p>

別表

一〇五 (略)

六 化学物質の開発若しくは製造(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)、微生物若しくは毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機(本則第一号に規定する核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるものであって、その射程又は航続距離が三百キロメートル以上のものを除く。)の開発等又は宇宙に関する研究(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であつて、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの。

別表

一〇五 (略)

六 化学物質の開発若しくは製造(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)、微生物若しくは毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機(本則第一号に規定する核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるものであって、パイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるものを除く。)の開発等又は宇宙に関する研究(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)であつて、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの。

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十八年経済産業省令第百一号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令</p> <p>外国為替令（昭和五十五年政令第百六十号）第十七条第三項第二号イに規定する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、当該取引に関する契約書若しくは当該取引を行おうとする居住者（以下単に「居住者」という。）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第百四十九号）別表（以下「別表」という。）に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は居住者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表</p>	<p>外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令</p> <p>外国為替令（昭和五十五年政令第百六十号）第十七条第二項第二号イに規定する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、当該取引に関する契約書若しくは当該取引を行おうとする居住者（以下単に「居住者」という。）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第百四十九号）別表（以下「別表」という。）に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は居住者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる</p>

に掲げる行為のために用いられることとなる旨当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。

行為のために用いられることとなる旨当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする。

仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十八年経済産業省令第百二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条 第一項第一号イに規定する仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開 発等のために用いられるおそれがある場合は、輸出者が、当該 貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれ らの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケ ット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が 三百キロメートル以上のものの開発、製造、使用若しくは貯蔵 又は輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれが ある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九 号）別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨輸入者 、<u>需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けたときとする</u></p>	<p>輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条 第一項第一号イに規定する仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開 発等のために用いられるおそれがある場合は、輸出者が、当該 貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれ らの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケ ット若しくは無人航空機であつてペイロードを三〇〇キロメー トル以上運搬することができるものの開発、製造、使用若しく は貯蔵又は輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるお それがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百 四十九号）別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨 輸入者、<u>需要者又はこれらの代理人から連絡を受けたときとす る。</u></p>

改正案	現行
<p>（統括安全保障貿易審査官） 第二十一条（略）</p> <p>2 統括安全保障貿易審査官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項を処理する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項から第四項までに規定する取引又は行為の許可に関すること。</p>	<p>（統括安全保障貿易審査官） 第二十一条（略）</p> <p>2 統括安全保障貿易審査官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項を処理する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項及び第二項に規定する取引の許可に関すること。</p>